

令和6年第13回稲沢市農業委員会総会会議録

令和6年12月25日 勤労福祉会館 第6研修室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	大崎 和生	2番	服部 猛
3番	平手 秀夫	4番	櫻井 吉美
5番	丹下 和行	6番	永井 八千代
7番	加島 由隆	8番	家田 里美
9番	大谷 典央	10番	春田 美智代
11番	澤田 彰俊	12番	近藤 昌弥
13番	後藤 恵美	14番	石田 豊
15番	堀田 泰樹	16番	伊藤 英樹
17番	伊藤 弥寿夫		
19番	関戸 梓		

欠席委員

18番	三井 啓司		
-----	-------	--	--

【事務局】出席者

主幹	長崎 倫典	主査	山本 愛
主事	上田 哲也		

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主任	野田 旭宏
----	-------	----	-------

午後2時00分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和6年第13回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、三井委員の1名でございます。なお、事務局長の武田につきましては、令和7年1月1日付けの人事異動により農業委員会事務局を離れることになり、同日付けで新たな事務局長が就任予定でございますので報告させていただきます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

年の瀬もせまり、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。寒くなってきましたので、体調を崩されないよう、健康管理には十分ご留意され、お過ごしいただきたいと思っております。それではただいまから、令和6年第13回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は18名であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において9番大谷委員、10番春田委員を指名いたします。

次に日程第2議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみでございます。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地は受人の自宅至近にあり、受人と渡人の共有名義となっている畑ですが、受人の単

独所有とする内容の調停に基づき、渡人の持分を譲渡するものです。

受人は現在380㎡の農地を耕作しており、個人で年間160日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在清須市を中心に4,032㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では430日農業に従事しています。

番号3番と番号4番につきましては、受人が同一のため一括で説明いたします。

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況はいずれも畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人には近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在1,016㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では500日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、愛西市内及び祖父江町にて親族の農地を借り受け耕作や農作業の手伝いをしており、今回家族で露地野菜等の栽培を開始することから、申請地を取得するものです。

個人で年間200日、世帯では600日農業に従事する計画となっております。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目が田ですが、現況は畑となっております。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は兄妹の関係にあります。申請地は受人の耕作地と隣接し、遠方在住の渡人に代わり長年管理していたことから譲り受け、引き続き耕作するものです。

受人は272㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯では310日農業に従事しています。

4ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計6件、移動の土地は、田7筆4,099㎡、畑3筆1,206㎡、合計10筆5,305㎡です。

以上6件のうち、番号1番から6番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案5ページをお願いします。

議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

それでは、議案の説明に移ります。

6ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、農家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、駐車場及び農業用倉庫を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。5条の番号11番と一体的に使用するもの

でございます。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、自己用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、自己用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、7ページの総括表をごらん下さい。

4条の申請件数は、5件 転用の土地 田 1筆 400㎡ 畑 4筆 864㎡ 合計 5筆 1,264㎡
です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案8ページをお願いします。

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。

9ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場・駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、車両置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。5条の番号16番と一体的に使用するものでございます。

つづきまして、10ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは駐車場及び農業用倉庫を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。4条の番号2番と一体的に使用するものでございます。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

11 ページをお願いします。

番号 15 番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

番号 16 番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは資材置場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。5 条の番号 9 番と一体的に使用するものでございます。

12 ページの総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は、16 件 転用の土地 田 17 筆 7,557 m² 畑 12 筆 6,743 m²、合計 29 筆 14,300 m² です。

また、5 条の番号 9 番及び 16 番につきましては、申請面積の合計が 3,000 m² を超えるため、1 月 14 日愛知県三の丸庁舎で開催されます常設審議委員会に上程予定です。

以上 5 条申請 16 件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 13 ページをお願い致します。

議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に

よる、農用地利用集積計画の決定について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。
本日付け提出 会長名でございます。

14 ページをお願いします。
こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画でございます。

申請地 地目 面積 を朗読。
賃借権の設定は19筆、使用貸借権の設定は5筆です。
貸借期間は令和7年2月1日から令和12年12月31日までが2筆、令和7年2月1日から令和17年12月31日までが22筆です。

16 ページ総括表をお願い致します。
田 23筆 21,230㎡、畑 1筆 961㎡、合計 24筆 22,191㎡になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

【加島委員】

16 ページの総括表で、普通畑1筆とあります。
おそらく15ページの番号22番の田のことだと思いますが、この相関関係は問題ないでしょうか。

【事務局】

大変失礼いたしました。
議案につきましては、14・15ページご覧のとおり登記地目で統一して掲載しております。
本来16ページの総括表についても田として掲載するところでしたが、現況地目で掲載しておりました。大変失礼いたしました。
田 24筆 22,191㎡と訂正させていただければと思います。大変申し訳ありませんでした。

【会長】

ただいま訂正がありました。畑として計上していたところが、田になりましたので、それを踏まえて採決したいと思います。なお、議事参与の制限により、澤田委員、近藤委員、石田委員、関戸委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。

議案第60号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第61号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案17ページをお願い致します。

議案第61号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

18ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について、受け手を変更する計画案となります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定です。

貸借期間は令和7年2月1日から令和13年12月31日までです。

19ページ総括表をお願い致します。

田 1筆 815㎡ になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 61 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取については、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 7 議案第 62 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 20 ページをお願いします。

議案第 62 号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第 3 条の 2 の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

農業振興地域整備計画の変更について 12 月案件は、除外 8 件です。別途、農振除外位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。それでは、説明させていただきます。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場として使用している土地の賃借解消を求められているため、新たな駐車場を整備するための除外です。

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を本家付近に建築するための除外です。

番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を本家付近に建築するための除外です。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

開業予定の店舗近くに分家住宅を建築するための除外です。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

開業予定の店舗近くに駐車場兼資材置場を整備するための除外です。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

資材置場として使用している土地の賃借解消を求められているため、新たな資材置場を整備するための除外です。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を本家付近に建築するための除外です。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場として使用している土地の賃借解消を求められているため、新たな駐車場を整備するための除外です。

以上 除外8件 田5,907㎡ 畑991㎡ 合計6,898㎡

いずれも農振法の要件を満たすものとして除外相当と考えます。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第62号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第8報告第38号 現況証明願の報告について から日程第10報告第40号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは24ページをお願いします。

報告第38号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

25ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和63年より車庫として利用しておりました。

つづきまして、26ページをお願いします。

報告第39号 農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

27ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

工場及び共同住宅建築による転用でございます。

28ページ総括表をお願いします。

申請件数は、1件 畑 4筆 3,187㎡ 合計 4筆 3,187㎡です。

29ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

今月は所有権移転案件のみでございます。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場の設置による転用でございます。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、車庫兼物置建築による転用でございます。

番号8

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場の設置による転用でございます。

30 ページ総括表をお願いします。

申請件数は、8件 田 2筆 549 m² 畑 8筆 1,303 m² 合計 10筆 1,852 m²です。

つづきまして、31 ページをお願いいたします。

報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

32 ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号2番及び3番は受人が同一のため一括で説明させていただきます。

申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、農地の一部の賃借権を解除します。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号6番及び7番は受人が同一のため一括で説明させていただきます。

申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号8番から15番は受人が同一のため一括で説明させていただきます。

申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため及び、農地売却のため、賃借権を解除します。

34 ページの総括表をお願いします。

申請件 15件 田 15筆 6,617㎡ 畑 1筆 1,338㎡ 合計 16筆 7,955㎡です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。これをもちまして、令和6年第13回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

令和6年第13回稲沢市農業委員会総会会議録

令和6年12月25日 勤労福祉会館 第6研修室

午後2時45分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

9番委員

大谷 典央

10番委員

春田 美智代